

第20回成田市農業委員会総会議事録

平成22年2月22日

成田市農業委員会

第 2 0 回 成 田 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成 2 2 年 2 月 2 2 日 (月) 午後 2 時から 5 時 1 0 分
2. 開催場所 成田市役所 6 階 大会議室
3. 出席委員 (2 7 名)

議長	海 保 博		
2 番	村 嶋 孝 志	16 番	伊 藤 勝
3 番	鈴 木 清	17 番	石 井 賢 二
4 番	仲 山 綾 夫	18 番	西 野 潤 志 郎
5 番	菅 澤 一 郎	20 番	岩 立 隆
6 番	龍 崎 文 雄	21 番	清 宮 茂 樹
7 番	宇 佐 美 薫	22 番	佐 久 間 勇
8 番	鵜 澤 恵 治	23 番	岩 澤 貞 男
10 番	西 村 千 尋	24 番	小 林 典 男
11 番	荒 居 稔	25 番	吉 田 三 男
12 番	金 岡 二 三 克	26 番	大 里 操
13 番	石 原 輝 夫	27 番	秋 山 哲 也
14 番	宍 倉 日 出 夫	28 番	岡 野 政 男
15 番	木 下 敏	29 番	宮 野 茂

4. 欠席委員 (2 名)

9 番	根 本 喜 久 治	19 番	小 池 利 道
-----	-----------	------	---------

5. 議事日程

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3

議案第1号 成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正について

議案第2号 成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定について

議案第3号 あっせんの継続について

議案第4号 あっせんの打切りについて

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 買受適格証明願いについて

議案第8号 平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 あっせん結果について

報告第2号 専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の事業届出書について

報告第5号 廃土処理(公共事業施行)届出書について

報告第6号 農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出について

報告第7号 農地等の現況に関する照会について

6. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長 柿 沼 廣

主 幹 芝 山 幸 一

副主 幹 荒 井 康 夫

主 査 麻 生 恭 弘

主 査 木 内 悦 夫

1 番
海保職務代理

開会に先立ち、本日、会長が体調不良により欠席のため、成田市農業委員会総会会議規則第16条「会長の代理」の規定、及び第4条の規定により、私が議長をつとめさせていただきます。

(午後2時開会)

議 長

これより第20回成田市農業委員会総会を開会いたします。
本総会の委員定数は29名で、本日の出席委員は27名、欠席委員は2名(9番・根本喜久治委員、19番・小池利道委員)でございます。
議案の審議に入るに先立ちまして、平成22年1月22日、第19回総会后、今総会までの農業委員会事務につきましては、お手元に配付してございます「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

(諸 般 の 報 告)

1月24日(日) 耕作放棄地解消事業(復元作業)

於 北部

出席者 佐久間、龍崎、村嶋、鵜澤、伊藤、
岩澤、吉田、岡野委員 以上8名

1月29日(金) 千葉県型集落営農推進研修会

於 印旛合同庁舎

出席者 海保職務代理、鵜澤、石原、吉田、
大里、岡野委員 以上6名

2月7日(日) 耕作放棄地解消事業(復元作業)

於 奈土

出席者 宇佐美、金岡、木下、西野、小林、
大里、秋山、宮野委員 以上8名

2月12日(金) 運営委員会

於 市役所5階 502会議室

出席者 海保、佐久間、龍崎、宍倉、鈴木
大里委員 以上6名

2月12日(金) 第2回和解仲介(平成21年仲介第1号)

於 市役所5階 502会議室

出席者 宍倉、菅澤、大里委員

2月18日(木) 第3小委員会

於 市役所5階 502会議室

出席者 宍倉、金岡、石井、岩澤、秋山、
岡野委員 以上6名

次に、議事録署名人の選出を行います。慣例でございますので、議長において

議席番号 11番 荒居 稔 委員

12番 金岡 二三克 委員

の両名を指名いたします。

また、書記には麻生主査を任命いたします。

それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正について

議案第2号 成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定について

議案第3号 あっせんの継続について

議案第4号 あっせんの打切りについて

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第7号 買受適格証明願いについて

議案第8号 平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 あっせん結果について

報告第2号 専決処分について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出書について

報告第5号 廃土処理(公共事業施行)事業届出書について

報告第6号 農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出について

報告第7号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案8件、報告7件でございます。

それでは、3ページでございます。議案第1号、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 (柿沼局長) それでは、3ページをお開き願います。議案第1号、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正についてでございます。この議案は公津西特定土地区画整理事業区域内の字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例制定により、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例、第3条の表の中の第1選挙区の区域の中に「公津の杜6丁目」の次に「、はなのき台1丁目、はなのき台2丁目、はなのき台3丁目」を加えるものでございます。この条例改正につきましては議会議決事項でございますので、3月定例会市議会に上程されております。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長 宍倉第3小委員長

第3小委員長 (14番 宍倉委員) 去る2月18日、午後1時より502会議室におきまして、根本委員が体調不良のため欠席のほか、他の委員出席のもと第3小委員会を開催いたしました。本総会に提案される各議案につきまして、現地調査と事前審査を行いました。では、報告に入ります。議案第1号、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正についてでございます。事前審査では、今回新たに加えられる地域に農業者は居住しているのかとの質問がありました。現時点では確認できておりませんが、農業者が居住している可能性も十分あるとのことでした。その他質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長 ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 1 号、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 1 号、成田市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区等に関する条例の一部改正については可決されました。

次に 4 ページでございます。議案第 2 号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは、4 ページをお開き願います。議案第 2 号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定についてでございます。農業委員会交付金事業の実施についての一部が改正され、農業委員会は、定期的に農地基本台帳の点検及び補正を実施するための規程、手引き若しくはマニュアル等を作成するものとする、と規定されたことから、今回、5 ページの成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程(案)の制定について、お諮りするものです。なお、現在行っております、住民基本台帳、固定資産台帳との照合、農地の移動、転用などの加除や定期的点検等の実施について今回規程し、文書化したものでございます。以上で議案第 2 号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第 3 小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第 3 小委員長

第3小委員長
(14番 宋倉委員)

議案第2号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定について報告いたします。農地基本台帳のデータ整備について質問がありました。定期的に住民基本台帳、資産税のデータとの照合更新を行っており、また、申請のあった案件については、随時、更新を行っているとのことでした。その他質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

29番
(宮野委員)

相対の小作契約もかなりあるかと思いますが、農地基本台帳上はどのように対応されているのでしょうか。

事務局
(柿沼局長)

農地基本台帳とは、通称、農家台帳でございます。皆様が所有している農地についての資産税課の課税台帳のデータと住民記録データの照合更新を行っております。相対の小作契約は農地法上の手続きをしてないことから、農地法違反であると考えます。農業委員会で認めていないものについては農地基本台帳に登載して、経営実態や耕作証明を発行することはできません。以上により、相対については把握はしてございません。農業委員の皆様は相対の相談等がありましたら、法に基づいた正式な契約をするようにご指導願います。

議長

その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第2号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。よって議案第2号、成田市農業委員会農地基本台帳点検等実施規程の制定については可決されました。

次に、順番が前後しますが、議案第3号、あっせんの継続について、議案第4号、あっせんの打ち切りについては、報告第1号、あっせん結果についてに関連した議案でございますので、先に45ページ、報告

第1号、あっせん結果についてをお願いいたします。はじめに、あっせん不成立の1番について、あっせん委員よりご報告をお願いいたします。

(石井委員の挙手あり)

議 長

石井委員

17番
(石井委員)

あっせん結果について報告いたします。申出人は北羽鳥■■番地、■■さんです。申請土地は北羽鳥字北部の田4筆、南部字小山の田3筆、計7筆 5,487 m²でございます。6名の買受候補者があげられました。1番、3番、4番の候補者については、子が農業を継がないため、購入の意思はないとのことでした。2番、5番、6番の候補者については、農地が借りられるため、購入の意思はないとのことでした。以上でございます。

議 長

次に、あっせん不成立の2番について、あっせん委員よりご報告をお願いいたします。

(小林委員の挙手あり)

議 長

小林委員

24番
(小林委員)

あっせん結果について報告いたします。申出人は前林■■番地、■■さんです。申請土地は一坪田字キサキの田1筆 1,922 m²でございます。6名の買受候補者があげられました。1番の候補者にあっせんしたところ、農業のかたわら勤めにでているため、購入の意思はないとのことでした。2番の候補者は、申出人の売却希望価格が高すぎるため、購入の意思はないとのことでした。3番の候補者は、畑なら話し合いに応ずるが、田については購入の意思はないとのことでした。4番の候補者は、農地購入の意思はないとのことでした。5番の候補者は、息子が会社勤務で、現在知人に農作業を手伝ってもらっている状態であるため、農地購入の意思はないとのことでした。6番の候補者は、申出人の売却希望価格が高すぎるとのことでしたので、申出人と連絡をとってみましたが、価格が折り合わず、あっせん成立には至りませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの報告に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いし

ます。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長 宍倉第3小委員長

第3小委員長 報告第1号、あっせん結果について報告いたします。あっせん不成立の2番について、売却希望価格についての質問があり、通常取引価格よりかなり高めの希望価格とのことでした。以上でございます。

議 長 ただいま報告第1号、あっせん結果について説明がございましたが、ご質問等はございませんか。

6番 (龍崎委員) あっせん不成立の2番について、価格が折り合わず、成立に至らなかったとのことですが、どのくらいの隔たりがあったのですか。

事務局 売り手と買い手の間には倍近い隔たりがあったとのことです。
(柿沼局長)

議 長 その他ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 質問はないようですので、報告第1号、あっせん結果については終了させていただきます。

次に、6ページでございます。議案第3号、あっせんの継続についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長 柿沼事務局長

事務局 それでは6ページをお開き願います。議案第3号、あっせんの継続についてでございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第14条の規定によりあっせんの継続及び同基準第9条の規程により相手方候補者の選定についてでございます。この案件につきましては、第17回総会においてあっせんの実施及びあっせん委員の指名

について承認をいただき、第18回総会においてあっせんの相手方となる候補者6名が承認され、あっせん委員2名により相手方候補者6名に順次あっせんを行っていただきましたが、あっせん委員より同基準第13条第2項第1号の「そのあっせんが成立する見込みがないと認められた時」に該当すると認め、あっせんてんまつ書によりあっせん不成立の報告がございました。しかし、申出人である北羽鳥の■■さんはあっせんの継続を望んでいるため、同基準第14条によりあっせんの継続の実施及び、同基準第9条の規定により新たな相手方候補者の選定についてご審議いただくものでございます。

1番、申出人、北羽鳥の■■さんが、北羽鳥の田4筆、南部の田3筆、計7筆、合計面積 5,487平方メートルの土地につきましてあっせんの実施を継続し、相手方候補者につきましてはあっせん候補者名簿より申出土地の周辺に耕作地を有する認定農業者5名を選定し、目標とする経営面積との格差等の要件を総合的に勘案し、あっせん順位を定めております。順位につきましては1番、北羽鳥の■■さん、2番、竜台の■■さん、3番、安西の■■さん、4番、安西の■■さん、5番、竜台の■■さんの5名を選定いたしました。なお、相手方候補者のあっせんが不成立の場合、順次相手方候補者とするについて併せてご審議いただくものです。以上で議案第3号、あっせんの継続についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第3号、あっせんの継続について報告いたします。売却希望価格についての質問がありました。あっせん委員によると米価の低迷する中、高めの希望価格ではないかとのことでした。また、第1回のあっせん成立に至らなかった理由は、子が農業を継がないため、農地が借りられるためとのことでした。その他質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、あっせんの継続についてを採決いたします。あっせんの継続について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、あっせんの継続については可決されました。

次に、相手方候補者の選定について、原案に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、相手方候補者につきましては原案のとおり可決されました。

議 長

次に、7ページでございます。議案第4号、あっせんの打ち切りについてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは7ページをお開き願います。議案第4号、あっせんの打ち切りについてでございます。成田市農業委員会農地移動適正化あっせん基準第14条の規定によるあっせんの打ち切りについてでございます。1番、前林の■■さんよりあっせんの申出があり、第18回総会においてあっせんの実施、相手方候補者の選定及びあっせん委員の指名、第19回総会においてあっせんの継続及び相手方候補者の選定が承認され、相手方候補者合計9人にあっせんを行っていただきましたが、あっせん委員より、同基準第13条第2項第1号のそのあっせんが成立する見込みがないと認めた時に該当すると認められ、あっせん委員よりあっせんてんまつ書によりあっせん不成立の報告がございました。申出人もこれ以上の継続は望んではおりませんので、同基準第14条の規定によりあっせんの打ち切りをするものでございます。以上で議案第4号、あっせんの打ち切りについての説明を終わらせてい

ただきます。ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第4号、あっせんの打切りについて報告いたします。質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、あっせんの打切りについてを採決いたします。あっせんの打切りについて、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって、あっせんの打切りについては可決されました。

次に8ページでございます。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局
(柿沼局長)

8ページをお開き願います。議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

①売買でございます。4件の申請がございました。

1番、譲受人である松崎の■■■さんが、譲渡人である加良部4丁目の■■■さんが所有する松崎の田1筆 97 m²について、自作地の隣接

地を取得し、農地の形態を整えたいという申請でございます。また、譲渡人の事由は市道の用地買収に伴い、残地が発生したため、隣接地の地権者に譲渡するというものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

2番、譲受人である土屋の■■さんが、譲渡人である富里市の■■さん(持分4分の3)、■■さん(持分4分の1)が所有する新妻の田2筆 2,443㎡について、優良農地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。また、譲渡人の事由は耕作が出来ないため、農地を処分するというものでございます。申請地は根本名川土地改良区の受益地であり、農地法第3条の許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして9ページをお開き願います。3番、譲受人である一坪田の■■さんが、譲渡人である前林の■■さんが所有する前林の田1筆 843㎡について、あっせんにより自作地の隣接地を取得し、農業経営の規模拡大を図りたいという申請でございます。また、譲渡人の事由はあっせんにより農地を売却し、農業経営の規模を縮小するというものでございます。申請地は北総東部土地改良区の受益地であり、農地法第3条の許可申請について、差し支えない旨の意見書及び取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

4番、譲受人である東ノ台の■■さんが、譲渡人である南敷の■■さんが所有する東ノ台の畑1筆 2,853㎡について、借受地を取得し、自己所有地の拡大を図りたいという申請でございます。また、譲渡人の事由は相手方の要望により貸付地を譲渡するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

続きまして、10ページをお開き願います。

②交換でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である押畑の■■さんが、譲渡人である押畑の■■さんが所有する押畑の田1筆 17㎡について、交換により農地の形態が整い、耕作が便利になるため取得したいという申請でございます。譲渡人の理由は相手方の要望によるものでございます。

2番、譲受人である押畑の■■さんが、譲渡人である押畑の■■さんが所有する押畑の田1筆 17㎡について、交換により農地の形態が整い、耕作が便利になるため取得したいという申請でございます。譲渡人の理由は相手方の要望によるものでございます。

続きまして、11ページでございます。

③贈与でございます。1件の申請がございました。

1番、譲受人である西大須賀の■■さんが、譲渡人である西大須賀

の■■さんが所有する西大須賀の畑1筆 747 m²について、水田の貸付者より贈与を受け、農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。譲渡人の理由は、高齢であり後継者もないため、水田の借受者に贈与するものでございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

次に、12ページをお開き願います。

④使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、借受人である官林の■■さんが、貸付人である官林の■■さんが所有する大沼の畑4筆、官林の畑3筆、計7筆、合計面積23,640 m²について、父と使用貸借により権利の再設定をするものでございます。貸付人の■■さんは経営移譲年金受給のため、子と権利の再設定をするものでございます。

以上で議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、①売買について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の①売買について報告いたします。質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

売買の1番から4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。申請地の写真を

用意いたしましたので、ご確認ください。1 ページ目が売買の1 番で
ございます。松崎七反目の水田です。写真中央の三角の部分が該当地
です。右端の水田の持ち主が三角地を取得したいという申請でござい
ます。続きまして2 ページが売買の2 番でございます。新妻の水田で
ございます。3 ページが売買の3 番でございます。前林の水田でござ
います。ビニールハウスの手前の雑草が茂っている所でございます。
現在は耕作されておりませんが、隣のビニールハウスの所有者が取得
して有効利用したいという申請でございます。続きまして、4 ページ
が売買の4 番でございます。東ノ台の畑でございます。いずれも現地
を確認いたしました。1 番、2 番、4 番は良好に管理されており、
また、3 番も隣地を有効に利用して農業経営の規模拡大を図りたいと
いう申請でございますので、いずれも、周辺の農地利用への悪影響は
ないと思われま。以上でございます。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございま
せんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地法第3条の規
定による許可申請についての①売買を採決いたします。賛成の委員の
挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号、農地法第3条の規定に
よる許可申請についての①売買は可決されました。

次に、10 ページ、②交換について、小委員長より小委員会報告を
お願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の②交換について
報告いたします。質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。
以上でございます。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局

(荒井副主幹)

②交換の1番と2番につきましては、いずれも、許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。申請地の写真ですが、5ページと6ページでございます。同じ写真でございます。左右の水田を仕切る中央の畦畔がほぼまっすぐになっておりますが、土地の境はそれぞれ左右に入り組んでございます。その入り組んだ部分を互いに交換して、現在使用しているように境界をまっすぐにしたいという申請でございます。現地を確認いたしました。良好に管理されており、今回の申請も農地の形を整えて耕作し易くするためのものですので、周辺の農地利用への悪影響はないものと思われま。以上でございます。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての②交換を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての②交換は可決されました。

次に、11ページ、③贈与について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の③贈与について報告いたします。譲受人と譲渡人の関係についての質問がありました。両者は親戚付き合いをし、懇意にしている間柄とのことでした。その他、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。申請地の写真ですが、7ページの写真でございます。奥に建物が見えますが、そのブロック塀の手前の畑でございます。現在、耕作はされておりましたが、草刈りが行われておりました。畑を荒してしまうよりは、懇意にしている方に有効利用して欲しいとの申請でございますので、周辺の農地利用への悪影響はないものと思われまます。以上でございます。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての③贈与を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての③贈与は可決されました。

次に、12ページ、④使用貸借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請の④使用貸借権の設定について報告いたします。質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議長

荒井副主幹

事務局
(荒井副主幹)

④使用貸借権の設定についての1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります、「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。こちらの申請は同一世帯内の親子の使用貸借ですので、周辺の農地利用への悪影響はないものと思われまます。以上でございます。

議長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしの声がございましたので、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての④使用貸借権の設定についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員でございます。よって議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての④使用貸借権の設定については可決されま

した。以上で議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます

次に13ページでございます。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてを提案いたします。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

13ページをお開き願います。議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

①売買でございます。3件の申請がございました。

1番、譲受人である多古町の株式会社勝又商事 代表取締役 勝又剛さんが、譲渡人である久米野の■■さんが所有する天神峰の畑1筆 1,388㎡を売買により譲り受け、航空コンテナの修理・販売業に伴い、コンテナ置場が不足しているため、現在の置場に隣接する申請地を資材置場拡張用地に転用したいという申請でございます。14ページに公図の写しがございます。また、お手元にお配りいたしました、参考資料の1ページ、案内図、議案第6号 5条-①売買-1をご覧ください。国道51号を香取市方面に向かい、成田国際空港滑走路下のトンネルを過ぎてから、1つ目の信号を右折し、市道十余三新田線を直進し、花植木センター先の信号を50m進んだ右側が今回の申請地でございます。案内図で言いますと、○に+の記号がついている場所でございます。

続きまして15ページをお開き願います。2番、譲受人である十余三の■■さんが、譲渡人である十余三の■■さんが所有する吉岡の畑3筆 503㎡を会社の同僚から売買により譲り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。譲受人は隣接地に住宅を所有しておりますが、面積が小さく増築の余地がないため、申請地を取得するものでございます。16ページに公図の写しがございます。また、お手元にお配りいたしました、参考資料の2ページ、案内図、議案第6号 5条-①売買-2 3をご覧ください。国道51号を香取市方面に向かい、吉岡の岡葉流通センター前を左折し、市道西ノ内中央線を約400m程直進した右側が今回の申請地でございます。案内図で言いますと、○に+の記号がついている場所でございます。

15ページにお戻り願います。3番、許可後の計画変更承認でございます。承継人である十余三の■■さんが、当初事業計画人である十

余三の■■さんが所有する吉岡の畑3筆 503㎡につきまして、許可済地を承継し専用住宅用地に転用したいという申請でございます。当初事業計画人は山武郡に嫁ぐことになり、従前の建築計画が変更になったため、会社の同僚に事業を承継するものでございます。位置図につきましましては、先ほど説明いたしました場所でございます。

続きまして17ページをお開き願います。

②贈与でございます。2件の申請がございました。

1番、譲受人である青山の地縁団体であります青山区代表者 須賀澤弘さんが、譲渡人である青山の■■さんが所有する青山の畑、現況は公園でございます。1筆 381㎡を贈与により譲り受け、地区内に公園が無いいため、申請地を公園用地に転用したいという申請でございます。申請地は既に公園として青山地区の子供たちや社会福祉法人しもふさ学園の子供たちが利用しております。18ページに公図の写しがございます。また、お手元にお配りいたしました、参考資料の3ページ、案内図、議案第6号 5条-②贈与-1をご覧ください。主要地方道成田下総線を下総方面に向かい、成井十字路を直進し、倉水橋の約300m先の青山倉水入口を左折し、市道中里青山線を約200m程進んだ右側が今回の申請地でございます。案内図で言いますと、○に+の記号がついている場所でございます。

続きまして19ページでございます。2番、譲受人である公津の杜5丁目の■■さんが、譲渡人である吉岡の■■さんが所有する吉岡の畑1筆 3,424㎡のうち499㎡を祖母から贈与により譲り受け、専用住宅用地に転用したいという申請でございます。譲受人は現在、賃貸住宅に居住しておりますが、家族の出産予定があり、手狭となることから実家に近い申請地に専用住宅を建築したいという申請でございます。20ページに公図の写しがございます。また、お手元にお配りいたしました、参考資料の4ページ、案内図、議案第6号 5条-②贈与-2をご覧ください。国道51号を香取市方面に向かい、吉岡十字路の約200m先を右折し、市道吉岡16号線を約300m程進んだ右側が今回の申請地でございます。

続きまして21ページをお開き願います。

③使用貸借権の設定でございます。2件の申請がございました。

1番、借受人である神崎町の■■さんが、貸付人である大室の■■さんが所有する大室の畑4筆 4,925㎡のうち978.70㎡を借り受けて、養鶏による鶏糞を堆肥化するため、申請地を堆肥舎用地に転用したいという申請でございます。申請地は農振農用地区域であり、堆肥舎に使用する目的で軽微変更により、平成21年11月25日付けで農業用施設用地として用途変更されております。22ページに公図の

写しがございます。案内図は議案第6号 5条-③使用貸借権の設定-1でございます。国道51号を香取市方面に向かい、県道久住停車場十余三線入口を左折し、約1.4kmほど直進した右側、■■さんの宅地のすぐ脇が今回の申請地でございます。

続きまして23ページをお開き願います。許可後の計画変更承認でございます。2番、借受人である酒々井町の有限会社スクリーン開発代表取締役 湯浅裕徳さんが、貸付人である佐倉市の■■さんが所有する下金山の田3筆 合計面積2,703㎡を借り受けて、平成21年3月23日付けで許可済みの土砂等の利用による農地造成について、農地造成計画の変更によりまして、一時転用期間を延長すると共に、申請地の一部が市道新妻4号線の道路改良に伴い買収されたため、転用面積を160㎡縮小したいという申請でございます。24ページに公図の写しがございます。案内図は議案第6号 5条-③使用貸借権の設定-2でございます。主要地方道成田下総線を下総方面に向かい、JR成田線空港方面の高架橋の約50m先を左折し、市道下金山2号線から市道和田下金山線を直進し、JR成田線のガードを過ぎ、20mほど進んだ所より右折し、新妻4号線を約400mほど進んだ左側が今回の申請地でございます。

以上で議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請の説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、小委員長より、①売買の1番について、現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての①売買の1番について報告いたします。申請地は、空港の近くにある資材置場に隣接する畑で、細長い形の耕作放棄地です。隣接農地は耕作されているため、周辺農地への悪影響が心配される状況でした。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地区分につきましては、農用地区域内農地ではなく、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地のため、第2種農地と判断しました。

転用目的は、資材置場拡張用地で、隣接にある農地を取得し現在の資材置場を拡張したいという申請です。

資力及び信用については、預金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はいません。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、5月20日着工、6月30日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、申請地全体を利用して、コンテナ約200個を置く計画です。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、ネットフェンス及びL型コンクリート擁壁を設置し、周辺農地への被害を防止する計画のため、特に問題ないと思われま

す。その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

29番

(宮野委員)

隣接農地が耕作されているとのことですが、隣接農地地権者の同意書は添付されているのでしょうか。

事務局

(柿沼局長)

隣接地である天神峰の■■番の地権者である■■さん、■■番の地権者である■■さんにつきましては、同意書は添付されておきませんが、事業者が地権者に説明に行き、被害が生じた場合は直ちに対応するというので、同意を得たとのこと

議 長

その他、ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に15ページ、売買の2番と

3番について、小委員長より現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての①売買の2番、3番について報告いたします。申請地は、畑の中に住宅が点在する地域にあり、市道に接した細長い畑とその奥の畑です。農地としては利用されていませんでした。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

農地の区分は、農用地区域内農地ではなく、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地のため、第2種農地と判断しました。

転用目的は、専用住宅で、転用許可済地を同じ用途で承継したいという申請で、申請地以外には適当な土地がないという申請です。

資力及び信用については、預金残高証明書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、転用許可済地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はありません。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、4月1日着手、9月1日完了の予定です。

申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、事業計画地には、山林10.13㎡が含まれていますが、譲受人である■■さんの所有地です。

計画面積の妥当性については、申請地の面積は503㎡ですが、建物敷地までの通路部の面積が103㎡ありますので、住宅の用途として使用できる面積は400㎡です。建築面積は104.74㎡ですので、建築面積の2/3以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積で

す。今回のように、専用住宅の上限である 500 m²は、法面や進入路等を除く有効面積で判断します。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周辺に耕作されている農地はないため、支障ありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての①売買の 1 番から 3 番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての①売買の 1 番から 3 番は可決されました。

次に、17 ページ、②贈与の 1 番について、小委員長より現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第 3 小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第 3 小委員長

第 3 小委員長
(14 番 宍倉委員)

議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての②贈与の 1 番について報告いたします。申請地は集落のほぼ中央にあり、周囲を道路にかこまれています。公園として利用されてきたため、ブランコと滑り台があり、現地確認の時も利用者がいました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分は、農用地区域内農地ではなく、農業公共投資の対象となっていない小集団で生産性の低い農地のため、第2種農地と判断しました。

転用目的は、公園用地で、申請地は集落の中心にあり、以前から公園として利用されており、地区のコミュニティセンターも近くにあるため、申請地以外には適当な土地がないという申請です。

資力及び信用については、地区の公園として使用してきたため、ブランコと滑り台が設置されており、新たに整備する計画はありません。また、地縁団体であり信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はいません。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、遊具が設置され、既に公園として利用されています。

計画面積の妥当性については、面積要件はありませんが、妥当な計画面積であると思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、既に周囲はブロックとネットフェンスが設置されており、特に問題ありません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に19ページ、②贈与の2番について、小委員長より現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての②贈与の2番について報告いたします。申請地は畑の中に住宅が点在する地域にあり、市道沿いの畑の一部です。道路よりやや低い農地で、耕作

されてきました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、おおむね20ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断されます。農振除外をした農地です。

転用目的については、専用住宅用地で、第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回は集落の出身者が家族所有の農地を譲り受けて住宅を建築したいという申請のため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用は、貯金残高証明書及び住宅ローン借入承認書が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はいません。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、5月10日着手、12月24日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、建築面積は住宅と車庫で151.09㎡、転用面積は499㎡ですので、建築面積の22分の100以内、かつ500㎡以内であり、妥当な計画面積です。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、周囲はブロック積みと植樹をし、周辺農地への被害を防止する計画で、特に問題ないと思われま。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての②贈与の1番、2番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての②贈与の1番、2番は可決されました。

次に、21ページ、③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての③使用貸借権の設定の1番について報告いたします。申請地は航空機騒音による移転対象区域内の農地で、県道沿いに広がる畑の一部です。道路とほぼ同じ高さの農地で、耕作されてきました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局
(木内主査)

農地の区分については、議案の上から3筆が農用地区域内の農地で、1066番6の3㎡は第1種農地と判断しました。

転用目的については、堆肥舎用地で、農用地区域内農地及び第1種農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請地は、農業用施設用地として農振の軽微変更済であるため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用については、貸付及び補助金交付決定通知が添付されており、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、自作地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はいません。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、3月25日着手、6月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについては、市街化調整区域の農業施設

であるため、都市計画法施行規則第60条証明の申請のため協議中です。

計画面積の妥当性については、面積要件はありませんが、堆肥舎の面積は440㎡で、申請地全体を利用した土地利用計画であり、妥当な計画面積であると思われます。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、雨による堆肥の流出防止のために堆肥舎に屋根を設け、建物の3方には壁を設けて臭いの緩和を図る計画で、鶏糞に枯れ草を入れて混ぜながら堆肥化を図るもので、特に問題ないと思われます。

その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

18番
(西野委員)

申請地の近くに住宅があるようですが、臭いに対する対策はどのようなになっていますか。

事務局
(柿沼局長)

現在の堆肥場は県道久住停車場十余三線沿いの道路より一段低い場所にありますが、そちらのトラブルにより、■■さんの自宅の脇に新たに計画されたものです。また、■■さんは騒音の関係で現在の住まいから移転いたします。堆肥置場としては、屋根を付けて3面を壁で設けております。また、事務局でも農政課、環境対策課とも相談いたしました。また、事務局でも農政課、環境対策課とも相談いたしました。また、事務局でも農政課、環境対策課とも相談いたしました。また、事務局でも農政課、環境対策課とも相談いたしました。以上でございます。

11番
(荒居委員)

■■さんの堆肥舎の移動とのことですが、近所の方は臭いについて大変心配されています。■■さんは移転されましたが。

事務局
(木内主査)

現在の堆肥場は低い場所にあり、汚水が滲みたり、臭いの問題で周辺の方よりの苦情がでていたとのこと。これらの対応を考えた上での計画とのこと。また、リース事業とのこと。計画もしっかりしており、また、農政課でも指導してゆくとのこと。事業者も誠意をもって対応するとのこと。

5番
(菅澤委員)

借受人の■■さんの養鶏の規模と、鶏糞の発生量を教えてください。また、今回の堆肥は販売を目的としているのでしょうか。

<p>事務局 (木内主査)</p>	<p>申請書には■■さんの経営内容は詳しくは出ておりませんが、貸付人、借受人の両者にとって都合が良いとのこと、進められたとのこと。■■さんは鶏糞の処理を、■■さんは大規模な畑作農家ですので肥料の確保の目的が一致したもようです。従いまして販売は予定していないようです。</p>
<p>27番 (秋山委員)</p>	<p>■■さんは騒音の関係で移転されているとのことだが、騒音下でも堆肥舎のような建物は建てられるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (柿沼局長)</p>	<p>騒音下の移転は住んでいる人の移転ですので、農業用施設等は建築可能です。</p>
<p>議長</p>	<p>その他ございませんか。</p>
<p>25番 (吉田委員)</p>	<p>堆肥舎ですと、臭いだけでなくハエも発生すると思われ。ハエは遠くまで飛んで行きますので、発生時期になったら駆除を徹底するようにしていただきたいと思います。</p>
<p>事務局 (柿沼局長)</p>	<p>お願いになりますが、指導はしてゆきたいと思えます。委員の皆様は判断いただくこととなりますが、法的な許可要件は満たしております。事務局としては法に沿ったことしか説明できませんので、臭いが発生するからだめではないかのご意見であれば、その旨の賛否をお願いいたします。</p>
<p>12番 (金岡委員)</p>	<p>農業委員会が賛成の議決をした場合、問題が発生した場合の責任はどこの取ることになるのですか。</p>
<p>事務局 (柿沼局長)</p>	<p>問題発生の際の責任は事業者が取ることとなります。</p>
<p>12番 (金岡委員)</p>	<p>農業委員会の採決について、責任は発生しないのですか。</p>
<p>事務局 (柿沼局長)</p>	<p>農業委員会が責任を問われた場合は、対応については委員の皆様は考えていただくこととなります。事務局は申請のあった案件については総会に提案しなければなりませんので、事務局で申請を拒む訳にはまいりません。申請を拒めば事務局が訴えられることになってしまいます。事務局では申請を受け付けて総会にかけさせていただきます。</p>

その審議は事務局が行うものではなく、委員さんに行ってもらい、議決いただくものです。この案件は法的には不許可になる要因はございません。しいていえば臭いの問題だけでございます。事業者が対策を講ずるということでもありますので、文書の提出を求めることとなります。以上です。

22番
(佐久間委員)

色々な意見が出されているが、考えをまとめるため、暫時休憩をお願いしたい。

議長

休憩を求める意見がありますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは15分間休憩といたします。

(休憩 3時50分～4時5分)

議長

それでは審議を再開いたします。
局長お願いします。

事務局
(柿沼局長)

事業者より提出されました事業計画書ですが、周辺農地への対応としては堆肥舎を建築し、雨水浸透枡を建物の角に設置し、周辺農地への土砂の影響が及ばないように十分配慮することです。また、建物の屋根が付くため、雨が降っても堆肥の水が染み出ることがなく、更に建物の三方を外壁で覆うため、周辺農地への臭いも緩和されます。という事業計画書が提出されております。以上でございます。

23番
(岩澤委員)

私も小委員会委員として事前審査いたしましたが、小委員会では特に異議等はございませんでした。委員の皆様の臭いについての心配はごもっともでございます。農業委員会としては、近隣に迷惑をかけた場合は誠意をもって対応をするという文書をもらい、その上で許可相当としたらいかがでしょうか。

議長

岩澤委員から条件付きで許可相当としたらどうかとの意見がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、次に、23ページ、③使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について、小委員長より現地調査の結果並びに小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請についての③使用貸借権の設定の2番、許可後の計画変更承認について報告いたします。申請地は根木名川沿いの土地改良事業が実施された田で、周囲は耕作されている水田です。農地の造成は半分ほど終了しており、隣接する市道の拡幅工事が行われておりました。また、事前審査では、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

次に、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項についての説明をお願いします。

(木内主査の挙手あり)

議 長

木内主査

事務局

(木内主査)

農地の区分については、農用地区域内の農地です。
転用目的については、農地造成用地で、農用地区域内農地は、原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は許可後の計画変更で、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

資力及び信用については、当初申請時に貯金残高証明書が添付されており、事業費に変更はなく、信用性においても問題となる点は認められません。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、転用許可済地であり、賃借人や抵当権・仮登記等の権利を有する者はいません。

土地改良事業受益地については、申請地は根木名川土地改良区の受益地内ですが、事業については当初申請時に、土地改良区と協議済です。

申請の用途に遅滞なく供することの確実性については、農地の造成は、今年の4月1日に着手し、現在半分程度終了しています。

行政庁の許認可等の見込みについては、特定事業計画の変更について事前協議済です。

計画面積の妥当性については、買収により、許可済の転用面積が 160 m²縮小となるものです。

周辺の農地等に係る営農条件への支障については、埋立ての高度は、平均 87 cm で、小堰堤を設けて土砂等の流出防止対策を図っており、特に問題ないと思われま

す。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画、農業振興地域整備計画への支障等、特に問題は認められません。なお、復元後は、すもも、柿、ザクロ、栗、梅を作付する計画です。

その他の検討事項については、該当ありません。以上です。

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての③使用貸借権の設定の 1 番、2 番について採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての③使用貸借権の設定の 1 番、2 番は可決されました。

以上で議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についての審議を終わらせていただきます。

次に 25 ページでございます。議案第 7 号、買受適格証明願いについてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは 25 ページをお開き願います。議案第 7 号、買受適格証明願いについてでございます。千葉地方裁判所の競売に参加したい

め、「買受適格証明願い」の申請が1件ございました。買受適格証明願いについて、申請人を農地法第3条の規定による許可申請と同様の審査をしていただくものでございます。また、併せて買受適格証明の交付を受けた申請人が最高価買受申出人、又は次順位買受申出人となり、期間入札調書と農地法第3条の許可申請書の提出があった場合には、当該証明書の交付時と申請内容が異なる場合を除き農地法第3条許可書を交付することとしてよろしいか併せてご審議をお願いするものでございます。

1番、香取市の■■さんですが、所の畑2筆、合計面積4,118㎡について、千葉地方裁判所の競売に参加したいため、「買受適格証明願い」の申請がなされたものでございます。申請事由につきましては、優良農地を競売により取得し、農業経営の規模拡大をしたいという申請でございます。取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。以上で議案第7号、買受適格証明願いについての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第7号、買受適格証明願いについて報告いたします。事前審査では、今回と同一競売に係る議案が先月もあったため、入札期間についての質問がありました。入札期間は2月25日から3月3日までであり、まだ間に合うとのことでした。また、申請人と所有者の間柄についての質問がありました。両者は親戚であり、申請者は所有者の生活面も考慮のうえ、競売に参加したいとのことでした。更に、売却基準価格についての質問があり、農地、宅地、建物を含めた全体で724万8千円とのことでした。その他、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。

議長

次に、事務局より許可要件に沿った説明をお願いします。

(荒井副主幹の挙手あり)

議 長

荒井副主幹

事務局

(荒井副主幹)

3条許可申請に準じて審査するわけですが、提出書類から、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に該当せず、許可要件であります。「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」、「経営面積の合計が50a以上であること」、「農作業に常時従事すること」の各要件を満たしております。また、申請地の写真を用意いたしましたので、ご確認ください。8ページです。先月も同じ物件の申請がございましたが、上の写真につきましては、建物の手前で建物に沿った部分の畑でございます。下の写真につきましては、手前部分の畑でございます。先月、現地を確認いたしました。良好に管理されており、周辺の農地利用への悪影響はないと思われま。以上です

議 長

ただいまの報告及び説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

16番

(伊藤委員)

この物件は先月も議案として上がり、先月は許可相当とのことで県へ送り、県の段階で却下されたが、農業委員会としてはどこまで調査すべきものでしょうか。

事務局

(柿沼局長)

先月は■■さんの申請でした。申請地については事務局で確認しておりますが、以前に取得した農地、これは県許可でしたが、県許可の部分については、農地の現況確認は行っておりません。また、県では香取市に照会して香取市内の■■さんの全ての農地を確認されたとのことです。当事務局では申請書の中に香取市農業委員会発行の農業経営の実態が添付されておりましたので、それを信用した次第です。前回の書類審査が万全でなかったことについては、事務局として反省しております。しかし、香取市の農地を全て現地確認することは難しいとも思います。今回の■■さんについては成田市においては初めての申請であり、香取市農業委員会発行の農業経営の実態も添付されており、申請時に窓口で農業経営の確認は行っております。県ならば要請できますが。■■さんは香取市に農地を所有しており、成田市には所有していません。競売等の場合、市内に所有する農地についてはできれば調査したいと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

7番

(宇佐美委員)

所有者と申請者は姻戚関係とのことです。

議 長

その他、ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第7号、買受適格証明願いについてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第7号、買受適格証明願いについては可決されました。

次の議案第8号につきましては、農業委員会等に関する法律第24条議事参与の制限の規定により、鈴木清委員、清宮茂樹委員、吉田三男委員は議事に参与できませんので暫時退席願います。

(3番 鈴木清委員、21番 清宮茂樹委員、25番 吉田三男委員退席)

議 長

それでは26ページでございます。議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

26ページをお開き願います。議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定についてでございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、別紙のとおり協議がありましたので提出するものでございます。

30ページの一覧表をご覧ください。1-1利用権設定でございます。契約期間6年でございます。SC-1番、松子の田1筆 414㎡について、利用権の設定をする者は津富浦の■■さんで、設定を受ける者は松子の■■さんです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。SC-2番、長沼の田1筆 496㎡について、利用権の設定をする者は長沼の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。使用貸借権の設定で、再設定でございます。契約期間3年でござ

います。B-1番、大竹の田2筆 5,406㎡について、利用権の設定をする者は大竹の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。B-2番、大室の畑1筆 4,952㎡について、利用権の設定をする者は小泉の■■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-3番、吉倉の畑1筆 2,390㎡について、利用権の設定をする者は吉倉の■■■さんで、設定を受ける者は吉倉の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。B-4番、前林の畑5筆 8,578㎡について、利用権の設定をする者は前林の■■■さんで、設定を受ける者は前林の■■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして31ページでございます。次に、契約期間5年でございます。B-5番、猿山の田3筆 2,142㎡について、利用権の設定をする者は滑川の■■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。B-6番、青山の田1筆 2,089㎡について、利用権の設定をする者は佐倉市の■■■さんで、設定を受ける者は名木の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。契約期間6年でございます。C-1番、宝田の田1筆 2,992㎡について、利用権の設定をする者は宝田の■■■さん(持分2分の1)と■■■さん(持分2分の1)で、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-2番、所の畑2筆 4,561㎡について、利用権の設定をする者は所の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-3番、所の畑3筆 3,301㎡について、利用権の設定をする者は所の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして32ページでございます。C-4番、所の畑2筆 3,375㎡について、利用権の設定をする者は所の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-5番、多良貝の畑1筆 5,000㎡について、利用権の設定をする者は多良貝の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-6番、津富浦の田6筆 2,852㎡について、利用権の設定をする者は津富浦の■■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。C-7番、八代の田3筆、北須賀の田1筆、計4筆 2,172㎡について、利用権の設定をする者は八代の■■■さんで、設定を受ける者は八代の■■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして33ページでございます。C-8番、高の田16筆 18,249㎡について、利用権の設定をする者は高の■■■さんで、設定

を受ける者は高の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-9番、前林の畑1筆 6,445㎡について、利用権の設定をする者は前林の■■さんで、設定を受ける者は匝瑳市の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。

C-10番、稻荷山の田1筆 905㎡について、利用権の設定をする者は久井崎の■■さんで、設定を受ける者は中野の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。C-11番、東ノ台の畑1筆 2,069㎡について、利用権の設定をする者は南敷の■■さんで、設定を受ける者は桜田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして34ページでございます。契約期間10年でございます。D-1番、芝の田10筆、大室の田1筆、計11筆 12,480㎡について、利用権の設定をする者は芝の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして35ページでございます。D-2番、下方の田28筆、五区入合の田2筆、台方の田1筆、計31筆 26,299㎡について、利用権の設定をする者は下方の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。続きまして36ページでございます。D-3番、大和田の田2筆 4,771㎡について、利用権の設定をする者は大和田の■■さんで、設定を受ける者はかとり農業協同組合です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-4番、村田の畑2筆 2,679㎡について、利用権の設定をする者は千葉市稲毛区の■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、再設定でございます。D-5番、吉岡の畑2筆 11,724㎡について、利用権の設定をする者は津富浦の■■さんで、設定を受ける者は千葉県水産振興公社です。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-6番、東和田の田2筆 2,969㎡について、利用権の設定をする者は東和田の■■さんで、設定を受ける者は東和田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-7番、東和田の田2筆 4,538㎡について、利用権の設定をする者は東和田の■■さんで、設定を受ける者は東和田の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-8番、滑川の田5筆 6,408㎡について、利用権の設定をする者は滑川の■■さんで、設定を受ける者は滑川の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。続きまして37ページでございます。D-9番、滑川の田1筆 1,340㎡について、利用権の設定をする者は滑川の合名会社富澤甚太郎商店で、設定を受ける者は滑川の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-10番、桜田の田1筆 4,015㎡について、利用権の設定をする者は桜田の■■さんで、設定を受ける者は桜田の■■

さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D-11番、北羽鳥の田5筆、南羽鳥の田8筆、計13筆 10,994 m²について、利用権の設定をする者は南羽鳥の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。

続きまして38ページでございます。D-12番、北羽鳥の田1筆、安西の田5筆、北部の田5筆、計11筆 6,472 m²について、利用権の設定をする者は北羽鳥の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-13番、北部の田1筆 952 m²について、利用権の設定をする者は北羽鳥の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-14番、北部の田2筆 2,044 m²について、利用権の設定をする者は北部の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D-15番、竜台の田2筆 707 m²について、利用権の設定をする者は竜台の■■さんで、設定を受ける者は成田市農業センターです。賃借権の設定で、再設定でございます。

続きまして1-2利用権の設定(転貸)でございます。農地保有合理化法人であります、千葉県水産振興公社、かとり農業協同組合及び成田市農業センターが借り受けた農地を貸付するものでございます。39ページをお開き願います。契約期間6年でございます。SCX-1番、長沼の田1筆 496 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は長沼の■■さんです。使用賃借権の設定で、再設定でございます。契約期間3年でございます。BX-1番、大竹の田2筆 5,406 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は松崎の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。BX-2番、大室の畑1筆 4,952 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は大室の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。契約期間5年でございます。BX-3番、猿山の田3筆 2,142 m²について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は猿山の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。契約期間6年でございます。CX-1番、宝田の田1筆 2,992 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は宝田の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。CX-2番、所の畑2筆 4,561 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は所の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。40ページをお開き願います。CX-3番、所の畑3筆 3,301 m²について、利用権の設定を

する者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は所の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C X - 4 番、所の畑 2 筆 3,375 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は所の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C X - 5 番、多良貝の畑 1 筆 5,000 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は多良貝の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。C X - 6 番、津富浦の田 6 筆 2,852 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は津富浦の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。4 1 ページをお開き願います。契約期間 10 年でございます。D X - 1 番、芝の田 10 筆、大室の田 1 筆、計 11 筆 12,480 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は大室の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。4 2 ページをお開き願います。D X - 2 番、下方の田 28 筆、五区入合の田 2 筆、台方の田 1 筆、計 31 筆 26,299 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は下方の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。4 3 ページをお開き願います。D X - 3 番、大和田の田 2 筆、4,771 m²について、利用権の設定をする者はかとり農業協同組合で、設定を受ける者は大和田の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。D X - 4 番、村田の畑 2 筆、2,679 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は所の有限会社秀じい農場です。賃借権の設定で、再設定でございます。D X - 5 番、吉岡の畑 1 筆、5,946 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は臼作の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D X - 6 番、吉岡の畑 1 筆、5,778 m²について、利用権の設定をする者は千葉県水産振興公社で、設定を受ける者は臼作の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D X - 7 番、北羽鳥の田 5 筆、南羽鳥の田 8 筆、計 13 筆 10,994 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は竜台の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。4 4 ページをお開き願います。D X - 8 番、北羽鳥の田 1 筆、安西の田 5 筆、北部の田 5 筆、計 11 筆 6,472 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は北羽鳥の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D X - 9 番、北部の田 1 筆 952 m²について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は北羽鳥の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。D X - 10 番、北部の田 2 筆 2,044 m²

について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は北羽鳥の■■さんです。賃借権の設定で、新規設定でございます。DX-11番、竜台の田2筆 707㎡について、利用権の設定をする者は成田市農業センターで、設定を受ける者は竜台の■■さんです。賃借権の設定で、再設定でございます。

28ページ総括表をご覧ください。1-1利用権設定でございます。合計契約面積は176,780㎡、田120筆、23件、121,706㎡、畑21筆、11件、55,074㎡でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積93,678㎡、田63筆、10件、66,034㎡、畑9筆、4件、27,644㎡でございます。また、再設定につきましては、契約面積83,102㎡、田57筆、13件、55,672㎡、畑12筆、7件、27,430㎡でございます。次に29ページをご覧ください。1-2利用権設定の転貸でございます。合計契約面積は114,199㎡、田86筆、13件、78,607㎡、畑13筆、8件、35,592㎡でございます。そのうち、新規設定につきましては、契約面積52,610㎡、田39筆、6件、35,934㎡、畑3筆、3件、16,676㎡でございます。また、再設定につきましては、契約面積61,589㎡、田47筆、7件、42,673㎡、畑10筆、5件、18,916㎡でございます。

以上の計画につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、農用地利用集積計画の内容が成田市の基本構想に適合するもの、利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件が認められるもの、対象農地の関係権利者の同意が得られているものの各要件を満たしております。なお、新規設定につきましては、対象農地を事務局において現地確認したところ、それぞれ耕作されている農地でございます。以上で議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定についての説明を終わらせていただきます。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定について報告いたします。農用地利用集積計画の増減について、どのような傾向にあるかとの質問がありました。手元に資料がないため、3月

総会時に改めて報告するとのことでした。その他、質問はなく、採決の結果異議はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明及び報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がございましたので、議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定についてを採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

挙手全員でございます。よって議案第8号、平成21年度第11次農用地利用集積計画の決定については可決されました。

(3番 鈴木清委員、21番 清宮茂樹委員、25番 吉田三男委員
着席)

議 長

次に、46ページでございます。報告第2号、専決処分についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは46ページをご覧いただきたいと存じます。報告第2号、専決処分についてでございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これをご報告するものでございます。47ページをお開き願います。①農地法第4条第1項第7号の規定による届出でございます。1件の届出がございました。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務局長専決により書類を受理いたしましたのでご報告いたします。

続きまして48ページをお開き願います。②農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。48ページから49ページまで6件の届出がございました。いずれの内容につきましても、記載のと

おりでございます。添付書類も含め、完備しておりましたので事務局長専決のもと書類を受理いたしましたのでご報告いたします。

続きまして50ページをお開き願います。③転用事実確認証明でございます。4条で1件の証明願いがございました。事務局職員が転用事実について現地調査をしたところ、記載のとおりでございましたので事務局長専決により証明書を交付いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第2号、専決処分について報告いたします。質問はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問はないようですので、報告第2号、専決処分については終了させていただきます。

次に、51ページでございます。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。事務局の説明を願います。

事務局
(柿沼局長)

それでは51ページをお開き願います。報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。51ページから56ページまで18件の通知がございました。いずれも内容は記載のとおりで、賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく合意解約の通知でございます。添付書類も完備しており受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いし

ます。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。質問はございませんでした。

議 長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問はないようですので、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知については終了させていただきます。

次に、57ページでございます。報告第4号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。事務局の説明をお願いします。

事務局
(柿沼局長)

それでは57ページをお開き願います。報告第4号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出書についてでございます。この届出は自ら所有する農地に耕作の事業を行う者が農地、200㎡未満のものをその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設用地に転用する場合に農業委員会に届出をするという規程でございます。1件の届出書の提出がありました。農地法第4条第1項第8号のその他農林省令で定める施行規則第32条第1号の農地転用の制限の例外規定であり、農業用倉庫を建築したいという届出でございます。内容については記載のとおりで添付書類も完備しており、受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第4号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出書について報告いたします。農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出の制度について質問がありました。200㎡未満の農業用施設のための転用については、農地法上は届出をすればよいとのことでした。但し、建物建築に関する他法令上の許可は必要とのことでした。以上でございます。

議長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

質問はないようですので、報告第4号、農地法施行規則第32条第1号に関する農地転用の届出書については終了させていただきます。

次に、58ページでございます。報告第5号、廃土処理(公共事業施行)事業届出書についてでございます。事務局の説明を願います。

事務局
(柿沼局長)

それでは58ページをお開き願います。報告第5号、廃土処理(公共事業施行)事業届出書についてでございます。この届出は市町村が土地収用法第3条にかかる事業のために欠くことのできない廃土処理をその市町村の行政区域内で行う場合は、許可を要しないが所定の届出を農業委員会にしなければならないという届出規定でございます。1件の届出書の提出がありました。農地法上の農地転用許可を要しない公共事業の施行に伴い発生した廃土を処理するもので、内容につきましては、記載のとおりで添付書類も完備しており、いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第5号、廃土処理(公共事業施行)事業届出書について報告いたします。質問はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問はないようですので、報告第5号、廃土処理(公共事業施行)事業届出書については終了させていただきます。

次に、59ページでございます。報告第6号、農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出についてでございます。事務局の説明を願います。

事務局

(柿沼局長)

それでは59ページをお開き願います。報告第6号、農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出についてでございます。この申請は農地法第5条第1項7号、これは農地法第5条の許可を要しないという部分でございます。許可は要しませんが事業者は農業委員会に事業計画書を提出するという規定でございます。1件の申請がございました。認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の敷地に転用するために農業委員会に届出があったものです。添付書類も完備しており、受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第6号、農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出について報告いたします。質問はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問はないようですので、報告第6号、農地法の許可を要しない事業の事業計画書の提出については終了させていただきます。

続きまして、60ページでございます。報告第7号、農地等の現況に関する照会についてでございます。事務局の説明を願います。

(事務局長の挙手あり)

議 長

柿沼事務局長

事務局

(柿沼局長)

それでは60ページをお開き願います。報告第7号、農地等の現況に関する照会についてでございます。千葉地方法務局成田出張所より1件の農地等の現況に関する照会がありましたので、農業委員が現地調査を行いました結果、60ページの記載内容のとおり回答をいたしましたのでご報告するものでございます。以上でございます。

議 長

ただいまの説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(宍倉第3小委員長の挙手あり)

議 長

宍倉第3小委員長

第3小委員長
(14番 宍倉委員)

報告第7号、農地等の現況に関する照会について報告いたします。質問はございませんでした。以上でございます。

議 長

ただいまの説明並びに報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

質問はないようですので、報告第7号、農地等の現況に関する照会については終了させていただきます。

以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもちまして、成田市農業委員会第20回総会を閉会いたします。

慎重審議、誠にありがとうございました。

| (午後5時20分閉会)